

【入札公告】

自動販売機の設置場所貸付に係る一般競争入札の実施

令和8年2月3日

五城目警察署長 警視 成田 憲人

五城目警察署に飲料水等自動販売機を設置する事業者について、次のとおり一般競争入札により決定するので、公告する。

1 入札に付する事項

(1) 契約名

飲料水等自動販売機の設置場所貸付

(2) 設置場所、設置台数

設置場所	設置（貸付）箇所	台数	位置図	貸付面積
南秋田郡五城目町字七倉 178-4 五城目警察署	物件番号1 犯罪被害者支援募金付自動販売機 庁舎玄関（風除室内）	1	別紙	1.85㎡

※貸付面積には、放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含みます。

(3) 仕様書

別紙のとおり

2 契約条項を示す場所及び日時

五城目警察署掲示板及び五城目警察署ホームページへの掲載による。

3 入札参加申込の提出期間及び提出場所

(1) 提出期間

令和8年2月3日（火）から令和8年2月19日（木）まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの期間

(2) 提出場所

〒018-1721 南秋田郡五城目町字七倉178-4
五城目警察署 会計課

4 入札執行の日時及び場所

(1) 入札日時

令和8年2月27日（金） 午前10時

(2) 入札場所

南秋田郡五城目町字七倉178-4
五城目警察署 3階 会議室

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。

- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年3月14日秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
 - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
 - (4) 法人にあっては秋田県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田県内で事業を営んでいること。
 - (5) 自動販売機の設置業務において、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくするこれらの業務を誠実に履行した実績を有していること。
 - (6) 自動販売機の設置業務において、国又は地方公共団体の貸付者より、契約義務違反による契約解除を申し渡された者でないこと。
 - (7) 秋田県税を滞納していないこと。
 - (8) 落札者決定の後、（公社）秋田被害者支援センターと犯罪被害者支援募金付自動販売機に係る協定を結ぶことができる者であること。
- 6 入札保証金及び契約保証金
免除する。
 - 7 募集要項、入札参加申込書等
五城目警察署掲示板及び五城目警察署ホームページへの掲載による。
 - 8 問合せ先
〒018-1721 南秋田郡五城目町字七倉178-4
五城目警察署 会計課
TEL：018-852-4100（代）
FAX：018-852-4100（代）